

民工手 一日分

対工係員 三日分

四千員 二日分

(四) 辞職賞與支給スヘシ

(六) 職業上ノ苦難者ニハ一月以上一回ノ日給ヲ支給スル公認ヲ與

シテハハエトイフ事ニシテ(辞職ノ後ハ職員以上ニシテ選出ス)

(五) 労働會(職工ノ職員スル者ヲ指シテ) 職務委員民工手ニシテ

職工手前各様ヲ無償イヌヘシ

(三) 課末夜食徒ハ職出給ニ對シテ又本門前ニテ掛示スヘシ

(二) 習員ノ費用ハ半減ス

テハスヘシ

、用シテ三ヶ年未満ノ者イハ職手前各様員ヲハ苦ニハ支給スルハニイ

附屬法人協同會大坂支所

(八) 公傷ノ爲休業スル者ハ二週間迄ハ皆勤ニ差支ナキコト

(九) 一般工手ハ退職手當ヲ支給セラレベシ、但シ退職手當ヲ支給

スル場合左ノ如シ

イ、業務上ノ負傷疾病ニヨリ己ムヲ得ザル者ト認メ退職ヲ
許可シタル場合

ロ、滿一ヶ年以上勤續シ老衰、負傷、疾病ノ爲己ムヲ得ザ
ルモノト認メ退職ヲ許可シタル場合及死亡シタル場合

但シ此場合ハ退職手當ニ五分(五%)ヲ加増ス

ハ、滿一ヶ年以上勤續シ且ツ自己ノ都合ニ依リテ退職スル
場合

(十) 退職手當ハ別表ノ如ク工手ノ階級ニ應ジ手當金額ヲ支給ス

(出) 當社ガ工手ヲ解雇スル場合ニハ解雇手當ヲ支給ス